

# 第5章 住宅市街地及び住環境整備の方針

- 1 都市計画マスタープランにおける  
地域別まちづくり施策の方向性
- 2 重点供給地域  
東京都住宅マスタープラン





## 1

# 都市計画マスタープランにおける地域別まちづくり施策の方向性

千代田区のまちづくりの基本となる「千代田区都市計画マスタープラン《平成10年3月》」において、住宅・住環境整備の目標と方針、番町（麹町）、富士見、神保町、神田公園、万世橋、和泉橋及び大手町・丸の内・有楽町・永田町の7地域ごとにまちづくりの課題や方針などが示されていることから、住宅基本計画においても都市計画マスタープランのまちづくり方針と連携した住宅施策・住環境整備を展開していきます。

## 1 住宅・住環境整備の目標と方針

### 住宅・住環境整備の目標

「多様な人が住む、心ふれあうまちに」

- 方針1 子ども・高齢者・障害者のだれもが住み続け、ふれあえるまちとするよう、多様な人のための良質な住宅を確保する。
- 方針2 まちづくりと連携して住宅を確保するとともに、住宅からオフィスへの転用を防止する。
- 方針3 だれもが心地よく安心して暮らせるよう、太陽の光、風、緑、水辺、街並みを大切にするとともに、日常生活の利便性、安全性を高める。
- 方針4 人や文化・芸術とふれあう場を充実させ、心豊かに、都心生活をより楽しめるようにする。

## 2 地域別構想（将来像）

### 番町（麹町）地域

「落ち着いたたたずまいの住環境を大切に、住宅と業務空間が共存・調和するまち」  
豊かな歴史・文化的資源、大規模な緑地・オープンスペースを活かして、空間的なゆとりや景観的なうるおいを備えた質の高い住環境を保全・創出するとともに、快適な業務空間を形成し、これらの共存・調和をめざします。また、若者からお年寄りまで、多様な世代にとって魅力あるまちをめざします。

### 富士見地域

「学園や緑の広がり、水辺のやすらぎと商店の活気による、魅力ある生活空間が育まれたまち」

学園や病院などが多く、閑静で落ち着きのある住宅と活力ある商店街による、魅力あるま

ちをめざします。また、外濠、内濠、日本橋川といった水辺空間や、靖国神社、北の丸公園等の緑の広がりを活用して、やすらぎのあるまちをめざします。

### 神保町地域

「文化を創造・発信し、多くの人々を引きつける、にぎわいとふれあいにあふれたまち」

書店・古書店街や学生街など独特のまちの個性を活かしつつ、武道館やスポーツ用品店街などとの回遊性を高め、にぎわいにあふれたまちをめざします。また、出版業・書店の集積を活かし最新の情報を発信するとともに、歴史・文化的たたずまいや下町的コミュニティの感じられるまちをめざします。

### 神田公園地域

「下町の雰囲気を活かし、活力ある新しい文化の感じられるまち」

親水性を高めた日本橋川の水の軸を活かして、人々の憩う、うるおいのあるまちをめざします。また、スポーツ用品店街や、神田駅周辺の商店街に集まる多様な人々との交流や、出世不動や佐竹稲荷神社などに残っている歴史性をまちの資源として活かし、昔ながらの下町らしさと新しい文化の感じられるまちをめざします。

### 万世橋地域

「下町風情と先端性が調和する活気に満ちたまち」

神田明神、老舗の商店等の下町的・伝統的な雰囲気や駿河台の落ち着きある雰囲気を大切にするとともに、電気街の先端的な産業集積によるヒト・モノ・情報の拠点を育むまちをめざします。

また、人々が憩える回遊空間の形成を進め、多くの人でにぎわうまちをめざします。

### 和泉橋地域

「地域に根ざした新たな産業を育む、活気と人情豊かなまち」

都心の利便性を活かし、新たな産業構造への転換を進め、都心居住が促進された活気と人情豊かなまちをめざします。また、親水性を高めた神田川の水の軸や道路空間などを活かし、人々が気軽にふれあえるような、人情あふれる空間づくりを進めます。

### 大手町・丸の内・有楽町・永田町地域

「風格ある環境共生空間に、国際的に開かれた、豊かな都市活動が育まれるまち」

世界都市東京の中心にふさわしく、歴史の積み重ねによる風格ある質の高い街並みを形成し、また、鳥や昆虫の棲む水と緑にあふれた環境共生空間を創出します。さらに、多様な人々に開かれ、質的転換の図られた高次な業務機能と国際的な商業・文化・交流・情報機能をあわせもつ複合的な都市機能を備え、災害に強く、豊かな都市活動や世界交流が営まれるまちをめざします。



## 2

# 重点供給地域 (東京都住宅マスタープラン)

「東京都住宅マスタープラン」においては、住宅市街地としての特性をふまえた施策をすすめるために、23区全域を一つの重点供給地域として位置づけ、そのうち快適な住環境の創出及び維持・向上、住宅市街地における都市機能の更新並びに住宅の供給等に関する制度・事業を実施又は実施の見込みが高い地区について、特定促進地区として位置づけています。千代田区では以下の地区が設定されており、東京都や関係機関、地元と連携・協力を図りながら、良好な住宅と住環境の整備を進めます。

特定促進地区名	面積	主な計画・整備手法
秋葉原地区	22ha	土地区画整理事業(事業中)・地区計画(決定済)
神保町一丁目南部地区	3ha	市街地再開発事業(完了)
西神田三丁目北部地区	2ha	市街地再開発事業(完了)・地区計画(決定済)
富士見二丁目北部地区	1ha	市街地再開発事業(事業中)・地区計画(決定済)
飯田橋二・三丁目地区	18ha	土地区画整理事業(完了)・地区計画(決定済)